

(3) 計画期間

平成30年度から34年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、国の施策の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

<札幌市子どもの権利条例について>

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）¹」の理念を、より分かりやすく札幌の実態に即したかたちで具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「子どもの権利条例」を制定し、平成21年4月に施行しました。

子どもの権利条例では、子どもにとって大切な権利として、4つの権利を定めています。

<子どもの権利条例で定める4つの子どもの権利>

- ・ 安心して生きる権利 → 愛情をもって生まれ、命が守られること
差別を受けることなくいじめや虐待から守られること
- ・ 自分らしく生きる権利 → かけがえのない自分を大切にすること
一人の人間として尊重されること
自由に思いや考えを表現すること
- ・ 豊かに育つ権利 → 学び、遊び、休息すること
様々な芸術や文化、スポーツ、自然に触れ、豊かな感性を育てること
夢に向かってチャレンジすること
- ・ 参加する権利 → 自分に関わることに参加し、意見を表明すること
参加にあたり年齢や成長に応じた適切な配慮を受けること

平成19年には、国連総会において、子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、子どもの貧困とは、単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されている生命に対する固有の権利など、すべての権利の否定と考えられる、という定義が採択されています。

札幌市子どもの貧困対策計画では、**第一に子どもに視点を置いて、子どもの権利条例で定める安心して生きる権利や豊かに育つ権利など、4つの権利の趣旨を踏まえ、取組を進めていきます。**

市民意見修正点1

¹子どもの権利条約 外務省訳では「児童の権利に関する条約」という。18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年11月20日に国連総会において全会一致で採択され、我が国でも平成6年に批准した。この条約は、子どもを単に保護の対象としてだけではなく、権利を行使する主体として位置づけているところに特色がある。

取組項目

・ 困難に気づき、必要な支援につなげる体制の推進

「子どもの貧困」による様々な悩みや不安を抱える子ども・世帯への包括的な相談支援を行う仕組みを構築し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、困難を抱えている子ども・世帯に気づき、必要な支援につなげる体制をより推進するため、子どもと関わる関係者が、子どもの貧困に対してより理解が深まるよう、研修や啓発に取り組みます。

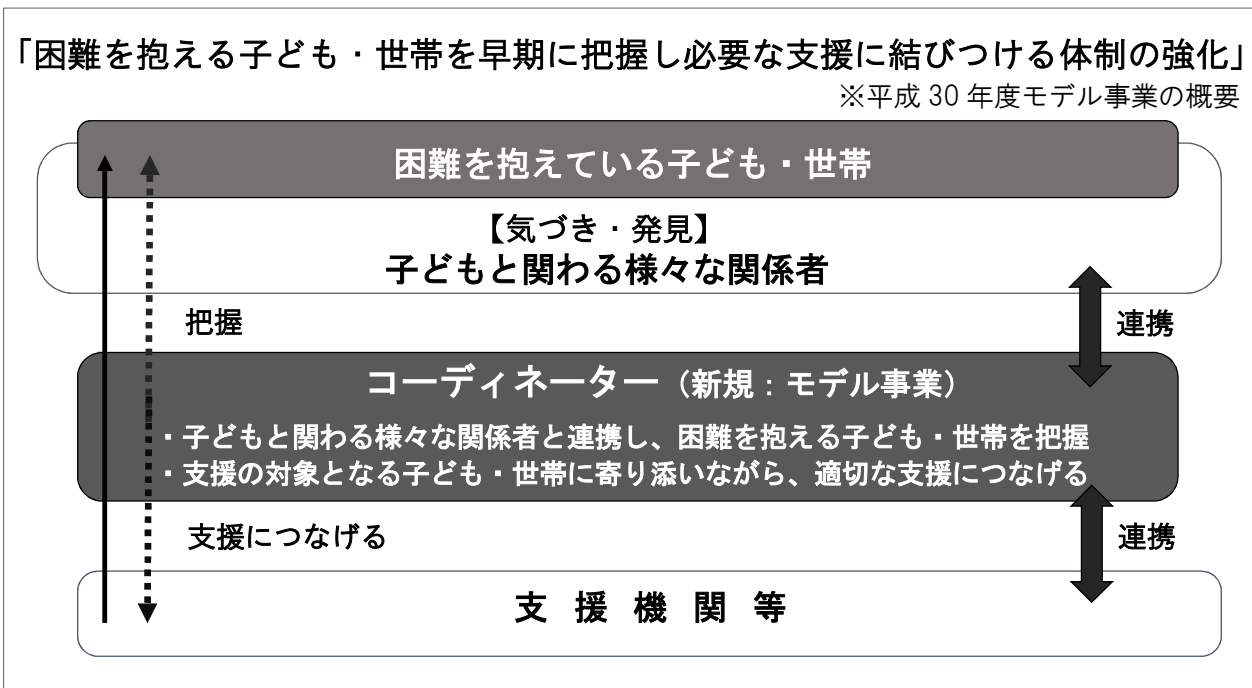
市民意見修正点 2

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部	内容 / 主な対象
1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化 新規	困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を早期に把握し、支援に結び付ける体制強化に取り組みます。 平成 30 年度は、子どもと関わる様々な関係者と連携体制を構築しながら、困難を抱えている子どもやその世帯を把握し、対象となる世帯に寄り添いながら、適切な支援につなげるコーディネーターを配置するモデル事業を実施します。
【子】子ども育成部	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者
2 子どもの貧困への理解の促進 新規	困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。 併せて、子どもの権利の普及啓発の推進にも取り組みます。
【子】子ども育成部	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者

市民意見修正点 1

市民意見修正点 3



施策 1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

施策の方向性

困難を抱えている子ども・世帯の中には、経済的な面にとどまらず、健康や教育など、複合的な様々な課題を抱えている場合があります。

このような複合的な課題を抱えている子ども・世帯を必要な支援に結びつけるために、地域や関係の支援機関・団体等による一層の連携を促進し、支援のネットワークの充実を図るとともに、家庭が必要とする情報をより分かりやすく届けます。

取組項目

市民意見修正点 4

・ 支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実

様々な支援機関や団体等との、情報交換や相互支援のためのネットワークの形成などによる一層の連携を推進します。

また、幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るための幼保小連携の推進や、保健と医療の情報共有による適切な育児支援、さらには、児童相談体制の強化を図るなど、子どもと関わる関係機関による連携の取組を推進します。

さらに、困難を抱えている子ども・世帯が必要とする情報を得られるよう、受け手の目線に立った広報を展開するとともに、**利用者の利便性の向上という視点を大切にしながら取り組めます。**

市民意見修正点 5

< 新規・拡充の取組 >

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	地域における支援機関や団体等との連携促進 新規	地域における様々な支援機関、子どもの居場所づくりに取り組む団体等とのネットワークの形成、また市民団体や大学との情報交換など、子どもの貧困に関わる関係機関との一層の連携に向けた取組を推進します。 また、子どもの貧困対策に札幌のまち全体で継続的に取り組んでいく機運の醸成を図るための必要な取組を検討します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	児童相談体制の強化 【拡充】	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	必要な支援策を届ける広報の充実 【拡充】	困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。 具体的には、児童扶養手当の現況届の際に対象となる全世帯に制度案内を送付することなどを検討します。			
	【関係部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

市民意見修正点 6

施策2—3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

施策の方向性

保護者が就労などで不在となる家庭の子どもをはじめ、全ての子どもが安心して放課後等を過ごすことができるよう、子どもの居場所づくりを推進します。

また、子どもたちが健やかに成長するために、遊びや体験活動はなくてはならない大切なものです。子どもの自主性、創造性、協調性を育む多様な学びや体験・交流活動の支援を行います。

取組項目

市民意見修正点7

・子どもの居場所づくりの推進

地域やNPOなどが主体となって実施している子ども食堂や学習支援などの取組は、子どもの居場所の提供に加えて、多世代交流などの多様な機能を併せ持つものであり、さらなる広がりが期待されます。

このような取組を通じた、地域で子どもが安心して過ごすことができ、生活習慣や学習習慣などの習得にも寄与する居場所づくりの推進を図ることができるよう、効果的な支援のあり方を検討します。

また、子どもの放課後の居場所である児童会館やミニ児童会館においては、遊びや体験活動等の様々な活動を通じた子どもの健全育成を図るとともに、既存の児童会館・ミニ児童会館を、小学校などと併設した児童会館として再整備を進めます。さらに、民間児童育成会等とも連携を図りながら、子どもの居場所の充実を図ります。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 新規	子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図ります。 また、子どもにとって身近で、安心できる地域における居場所づくりの推進に向けた効果的な支援策を検討します。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	新型児童会館整備 【拡充】	既存の児童会館及びミニ児童会館(放課後子ども館を含む。)を、小学校(必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設)と併設した児童会館として再整備を進めます。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

市民意見修正点8

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

基本施策の方針

社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護世帯などは、特に困難を抱えやすい実態にあることを踏まえて、相談支援や学習支援、社会的自立に向けた支援など、子ども・世帯の生活状況等に応じたきめ細かな支援を推進します。

(関連する課題：【課題5：特に配慮を要する世帯への支援における課題】)

施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援

市民意見修正点9

施策の方向性

社会的養護のもとで暮らす子どもは、原則として18歳までに、必要な場合であっても20歳到達により施設等を退所する必要があるが、自立生活を余儀なくされますが、退所し社会に出ていくにあたっては、保護者からの支援を受けることが困難な場合もあります。

社会的養護のもとで育つ子どもが、円滑に社会に出ていくことができるよう、入所中と退所後のそれぞれにおける支援を推進します。

また、関係機関との連携体制の構築や地域支援の充実などに取り組みます。

取組項目

・社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進

平成29年4月に策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。

児童養護施設に入所中の児童に対して学習の支援等を行うとともに、児童養護施設等で生活できる年齢を引き上げる取組の実施などを通じて、入所児童を支援します。また、入所児童への大学進学等にかかる給付を実施することで、退所後の暮らしを支援します。

このほか、虐待等の発生の未然防止を図るため、世帯へ支援員を派遣することで、地域での生活を支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部	内容 / 主な対象
1 児童相談体制の強化 【拡充】 ※再掲（施策1-2）	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。
【子】児童相談所	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者

2 子どもの貧困の現状と、対策の取組の普及啓発の推進

子どもの貧困対策は、行政だけの取組では限りがあるため、市民の幅広い理解と協力のもとに進めていくことが欠かせません。

このため、実態調査の結果などから見える子どもの貧困の現状と、この計画で整理した対策の取組などを広く市民と共有し、子どもの貧困対策への理解や意識を深めてもらう取組を通じて、子どもの貧困対策を一過性のものにすることなく、札幌のまち全体で取り組む機運の醸成につなげていきます。

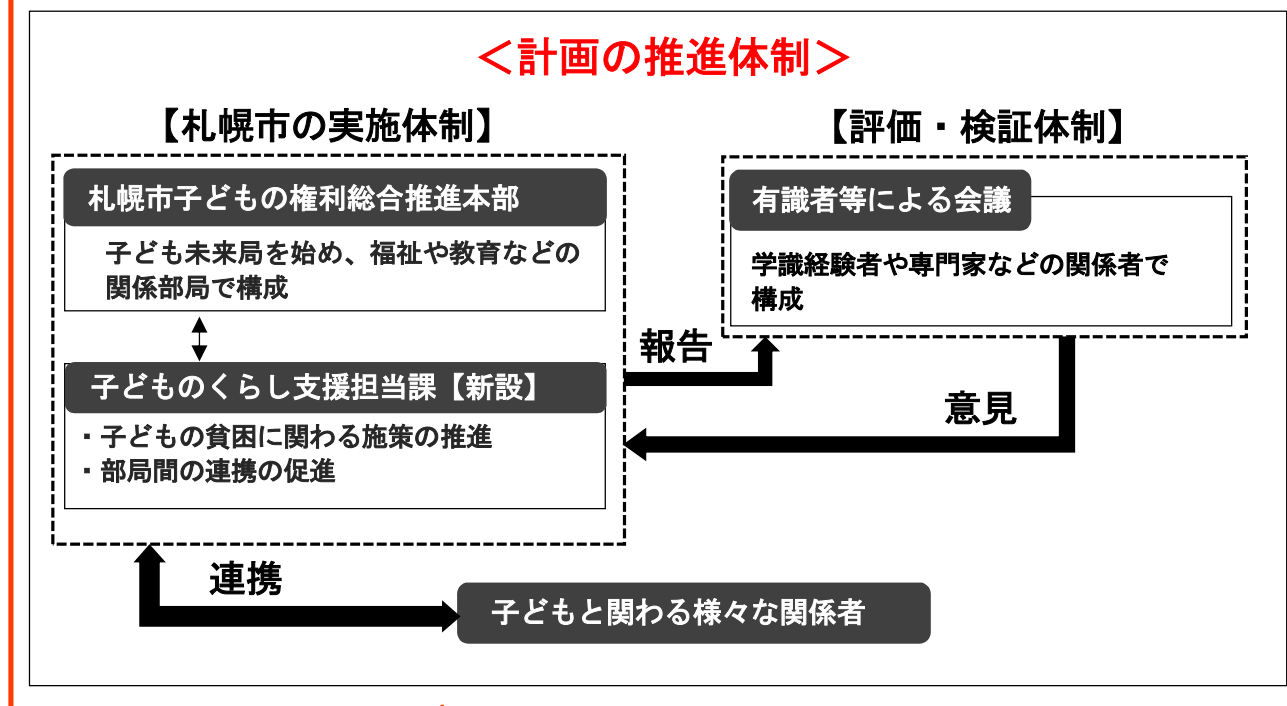
3 計画を推進するための実施体制

子どもの貧困に関わる有識者などからなる会議において、本計画に基づく施策の取組状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の充実や見直しを図っていきます。

また、札幌市が子どもの貧困対策を進めるうえで、関係部局がそれぞれ子どもの貧困対策の視点を持ち、かつそれらを横断的につなげていく推進体制が重要となります。

そのため、子どもの貧困対策を専門に担当する「子どもの暮らし支援担当課」を平成30年度から新たに設置し、子どもの貧困に関わる施策の推進や、部局間の連携の促進などに取り組みます。

さらに、子ども施策を一元的に担う子ども未来局をはじめ、福祉や教育などの関係部局で構成する「札幌市子どもの権利総合推進本部」によって、関係部局が一丸となって子どもの貧困対策に取り組んでいきます。



市民意見修正点10

4 施策の体系

実態調査から確認された困難を抱える子ども・世帯の状況や課題を踏まえ、今後5年間で取り組む5つの基本施策と、関連する11の施策を設定しました。

様々な支援策は、実際に支援を必要とする子どもや世帯にしっかりと届き、利用されることが重要です。

そのため、基本施策1「困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につながる取組の推進」を、子どもの貧困対策を進める上で基礎となる、特に推進すべき施策と位置付けた上で、各種支援策の更なる充実に向けて取り組みます。

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につながる取組の推進

施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実

施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

児童福祉部会修正点 1

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

施策2-2 子どもの学びの支援

施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

施策3-1 社会的自立に向けた支援

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

施策4-1 保護者の自立・就労の支援

施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援

施策5-2 ひとり親家庭への支援

施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

凡例

39 ページ以降に掲載している主な取組一覧では、次のように整理しています。

・ 主な対象について

乳幼児 : 主に乳幼児期の子どもを対象とする支援事業・取組

小・中学生 : 主に小学生や中学生を対象とする支援事業・取組

高校生・若者 : 主に高校生や若者を対象とする支援事業・取組

保護者 : 主に保護者を対象とする支援事業・取組

・ ＜新規・拡充の取組＞について

新規 は、計画期間中の新規事業・取組

【**拡充**】は、既存の事業のうち、計画期間中に内容の充実を図る事業・取組

※参考として、29 年度の新規、拡充の事業・取組をそれぞれ（29 年度新規）（29 年度拡充）と掲載

・ ＜継続する主な取組＞について

＜新規・拡充の取組＞以外の主な事業・取組を掲載

児童福祉部会修正点 2

18	民生委員・児童委員	民生委員は、地域で支援を必要とする方々に対し、住民の立場に立って福祉に関する相談に応じ、必要な援助を行うほか、福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へつなぐなどの活動を行います。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進

社会的養護を必要とする子ども・世帯への支援として、虐待等の発生の未然防止を図るため、世帯へ支援員を派遣することで、在宅で継続的に支援する体制を強化します。

ひとり親家庭に対しては、各区に配置している母子・婦人相談員や、ひとり親家庭支援センターの相談員による相談支援を行います。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口により、個々の状況に応じた自立に向けた支援を行います。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
19	養育支援員派遣事業 (29年度新規)	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

児童福祉部会修正点3

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
20	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
21	児童家庭支援センターにおける相談支援	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
22	子ども安心ホットライン	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
23	母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援	区に配置している母子・婦人相談員及びひとり親家庭支援センターの相談員が、ひとり親家庭への相談支援を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

2	養育支援員派遣事業 (29年度新規) ※再掲(施策1-1)	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	社会的養護自立支援事業 (29年度新規)	20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された者等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて、引き続き必要な支援を実施します。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

児童福祉部会修正点3

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 ※再掲(施策1-1)	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	児童家庭支援センターにおける相談支援 ※再掲(施策1-1)	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	子ども安心ホットライン ※再掲(施策1-1)	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 ※再掲(施策3-1)	児童福祉施設等入所児童(里親委託児童を含む)が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	社会的養護体制整備事業	児童養護施設の小規模化やグループホーム設置等を支援し、児童一人ひとりに配慮した養育ができる環境を整えます。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	スタディメイト派遣事業 ※再掲(施策2-2)	児童養護施設に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	就労支援コーディネーター派遣事業 ※再掲(施策3-1)	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して「就労支援コーディネーター」を派遣し、卒業に向けたきめ細やかな就労支援を行います。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
11	要保護児童対策地域協議会の運営 ※再掲(施策1-2)	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

第5章 計画の推進について

1 成果指標の設定による計画の推進状況の把握

成果指標の設定は、進捗の把握だけではなく、点検・評価による施策の改善にもつながるなど、計画の実効性を高めるための一つの手立てとなります。

この計画では、基本施策ごとに指標を設定し、その数値変化の傾向を確認することで実効性を把握し、必要な施策の検討などにつなげていきます。

児童福祉部会修正点4

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

指標	現状値	目標値
区役所の相談窓口にて子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合	6.0% (平成28年度)	0% (平成34年度)
妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合	57.3% (平成28年度)	65.0% (平成34年度)

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

児童福祉部会修正点5

指標	現状値	目標値
子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合	56.1% (平成28年度)	80.0% (平成34年度)
自分にはよいところがあると考えている子どもの割合	小6 76.1% 中3 70.7% 高2 66.3% (平成29年度)	小6 78.0% 中3 76.0% 高2 74.0% (平成34年度)
子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	56.9% (平成28年度)	70.0% (平成34年度)

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

指標	現状値	目標値
困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合	43.9% (平成28年度)	60.0% (平成34年度)

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

指標	現状値	目標値
子どもがいる世帯の内、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	62.6% (平成28年度)	50.0% (平成34年度)
ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合	35.8% (平成28年度)	45.0% (平成34年度)

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

指標	現状値	目標値
市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	62.6% (平成28年度)	70.0% (平成34年度)
今後の生活に不安があるひとり親家庭（母子家庭）の割合	88.0% (平成29年度)	80.0% (平成34年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	97.5% (平成28年度)	一般世帯の進学率※1 (平成34年度)

※1 平成28年度の札幌市における一般世帯（生活保護世帯を除く）の進学率は99.3%